

障がい者就労支援事業費

事業評価個票（事業実施：平成30年度）				部局名	健康福祉部			
短期アクションプラン	テーマ	テーマ2 いのちと暮らしを守る安全安心な社会の構築						
	施策	施策3 障がい者がいきいきと暮らせる共生社会の実現						
	目的	障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共に生きる社会の実現に向けた取組みを推進する。						
	目標指標（R2）	「心のバリアフリー推進員」養成数（累計）		令和2年度までに2,000人				
	策定時の実績	282人（H28年度）	現状	798人（H29年度）	主要事業	障がい児（者）のライフステージに応じた総合的な支援体制の整備		
事業名	障がい者就労支援事業費		担当課・担当	障がい福祉課地域生活支援担当				
事業開始年度	平成19年度		事業終了（予定）年度	未設定				
事業の目的 （目指す姿を3行程度で簡潔に）	障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、「第三期山形県工賃向上計画」に基づき就労継続支援B型事業所の工賃向上を図るため、障がい者施設が行う就労支援事業の経営改善を支援する。							
事業概要 （5行程度で簡潔に）	(1)経営コンサルタントによる経営改善支援(4,782千円) ・工賃向上研修会の開催、アドバイザー派遣による経営改善支援 (2)商品開発等のための備品整備等支援(2,223千円) ・(1)の経営改善支援に基づく商品開発等に必要の備品整備等への支援(補助率:1/2 上限500千円) (3)インターネットによる共同販売支援(1,080千円) ・インターネットショッピングモール「山形県福祉施設ふれあいショップ」による共同販売							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法とする理由：経営改善やネットショップ運営・管理に必要な知識、技術を有する者へ委託し実施することが効果的であるため。障がい者施設の実情に応じた自主的な工賃向上の取組みを支援するため。							
予算額・決算額 （単位：千円）		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
	経営コンサルタント等による研修・指導事業	599	4,782					
	障がい福祉施設商品開発・改良支援事業	2,248	2,223					
	インターネット販売促進事業	1,029	1,080					
	計	3,876	8,085	0	0	0		
財源内訳 （単位：千円）	国庫支出金	301	2,391					
	繰入金							
	その他特定財源							
	一般財源	3,575	5,694					
	計	3,876	8,085	0	0	0		
活動指標及び活動実績 （アウトプット）	活動指標		単位	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	経営コンサルタントによるアドバイザー派遣件数（累計）	活動実績	件		12			
		当初見込み	件	—	12	24	36	48
成果指標及び成果実績 （アウトカム）	成果指標 （所管部局の分析）		単位	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	就労継続支援B型事業所の平均工賃月額 （アドバイザー派遣等の経営改善支援により、障がい者の工賃向上に寄与する）	成果実績	円		集計中			
		目標値	円	—	12,100	12,900	13,900	—
		達成度	%					
関連事業	農福連携推進事業費							

事業目標の考え方(事業目標設定時)

一般就労が困難で就労継続支援B型事業所を利用する障がい者が、地域で自立した生活を送るためには、障がい者の工賃を向上させることが重要であり、国の指針に基づき「山形県工賃向上計画」を策定し、障がい者施設の商品開発を支援するなど、工賃向上に取り組んできた。
 平成28年度については、障がい者施設の約7割で前年度から工賃が増加するなど、一定の成果があったものの、平均工賃が目標工賃及び全国平均を下回っており、更なる工賃の向上を図っていくことが求められている。
 引き続き工賃向上に取り組んでいくため、平成30年度から平成32年度までを対象期間とする「第三期山形県工賃向上計画」を策定し、工賃向上に向けた県の施策として本事業を実施していく必要がある。
 本事業目標については、本事業が毎年度12事業所に対するアドバイザー派遣による経営改善支援等により売上拡大を図り、工賃向上に寄与するものであること、また、障がい者施設の自主的な取組みによる工賃の向上を勘案し設定することとし、「第三期山形県工賃向上計画」で定める県内事業所の目標平均工賃を事業目標として設定。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	障がい者が自立した生活を送るためには、工賃向上が必要であり、山形県工賃向上計画を策定して取り組んでいる。H30年度は新たな取組として経営コンサルタントによる経営アドバイス等を実施し、目標件数を達成した。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	A	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	A	経営コンサルタントは全国的に実績がある業者に委託し、インターネット販売促進事業は障害者優先調達推進法に基づき委託を実施。商品開発等のための備品整備等支援は経営コンサルタントの研修・指導を受けた障がい者施設に限るなど、効果的に実施した。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A		
の役割分担	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	国の指針では工賃向上は県が行うものとされている。
今改後の改善の課題	本県の工賃実績額は全国的に低く、工賃が1万円未満の事業所が5割程度であるため、経営コンサルタントの活用等により、工賃の底上げを図り、農福連携などの他の事業と関連させながら、工賃向上を図る。		

- ・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。
- A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。
- B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。
- C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。
- ー: 該当しない